

第5章 リーディングプロジェクト

環境基本計画では、本市の環境の保全及び創造に関わる様々な施策の推進を図っていきます。また、目指す環境像である「暮らしと自然が共生し、ゆとりと潤いのある自立協働都市」を実現するための5つの環境目標の達成に向けて、先導的役割を果たす10の施策を以下のように重点施策（リーディングプロジェクト）として定め、積極的に取り組んでいきます。

■リーディングプロジェクト

環境目標 1 身近な自然を守り、育みながら、

「ひたちなか」らしさのある豊かな自然を次代へ継承します。

- ① 地域制緑地*保全推進事業
- ② 環境保全型農業*推進事業

環境目標 2 恵まれた環境資源を生かし、ゆとりと潤いのある都市環境をつくります。

- ③ きれいなまちづくり推進事業
まちをきれいにする条例普及啓発事業

環境目標 3 地球にやさしく、環境負荷の少ない

持続可能な循環型の地域社会をつくります。

- ④ ごみ減量化推進事業
- ⑤ ひたちなか市バイオマス利活用推進事業
- ⑥ せん定枝再資源化モデル事業

環境目標 4 暮らしや産業活動と環境との調和がとれた、

健康で快適な毎日が過ごせる地域社会をつくります。

- ⑦ エコドライブ*普及啓発事業
- ⑧ 生活排水*対策推進事業
- ⑨ 「ひたちなか市第2次エコオフィス計画*（仮称）」策定事業

環境目標 5 環境保全活動に協働して進めるまちをつくります。

- ⑩ 環境学習推進事業

① 地域制緑地※保全推進事業

(1) 背景・目的

市域には、台地縁辺部の緑地や平地林など良好な緑地が残っていますが、都市化の進展に伴う開発等により、減少傾向にあります。

これらの緑地のうち、小場江堰用水路沿い、中丸川水系※、新川流域の斜面緑地等を風致地区※及び緑の保存地区※として指定しています。また、平磯から阿字ヶ浦に至る緑地を含む海岸線は大洗県立自然公園※の一部として指定されており、さらに、釜上自然環境保全地域※や多良崎城跡緑地環境保全地域※は県自然環境保全条例により保全されています。

多くの良好な緑地には多種多様な動植物が息づき、また、貴重な水を蓄える場となっています。これらの緑地を地域制緑地※として計画的に管理・保全し、次代へ継承していくことが必要です。

(2) 実施内容

市域に残る良好な斜面緑地等について、地域制緑地※保全計画に基づき、風致地区※、緑の保存地区※等の指定拡大を図ります。

既に指定されている地域制緑地※については、市報や市ホームページ、パンフレットなどを活用し、広く市民に存在意義をアピールするとともに、管理・保全についての意識啓発を行います。

また、地域制緑地※のうち自然環境保全地域※及び緑地環境保全地域※については、市民や市民団体等による環境管理を行うための組織化を検討します。

(3) 実施体制

公園緑地課、都市計画課、環境保全課が中心となり、事業を実施します。

(4) 実施工程

既に実施している事業は継続して実施し、新たな事業についても計画改定後速やかに実施します。

※ 参考

項 目	現況 (H22 年度)	H25 年度目標値
「地域制緑地※保全計画」により風致地区※に指定された面積の割合 (%)	69.8	100 ※1

※1 「地域制緑地※保全計画」が平成 25 年度で計画期間終了となるため、最終年度の目標値になります

② 環境保全型農業※推進事業

(1) 背景・目的

近年の農業経営は生産性の向上、効率性の追求を重視しており、このことは環境への負荷を増大させる危険性を含んでいます。一方、消費者は、食の安全や健康への意識を高めており、有機・減農薬栽培で生産された安心して食べることのできる農産物を求める傾向を強めています。

本市の農業の振興を図るには、こうした消費者のニーズに応え、環境に配慮した農業を普及・推進することを目的として事業を実施する必要があります。

(2) 実施内容

平成14年3月に策定した「ひたちなか市環境保全型農業※推進方針」の農業者への周知・普及を図り、環境との調和を図りながら安全・安心な農産物の生産を促進します。

また、学校給食への地場農産物の導入や直売所を通じた地場農産物の直接販売など、地産地消※を促進するとともに、関係機関との連携により農業者と消費者の交流イベント等を開催し相互理解を深めます。

(3) 実施体制

「市環境保全型農業※推進方針」に基づく事業については、農政課が中心となり実施します。なお、事業の実施にあたっては、常陸太田地域農業改良普及センター、ひたちなか農業協同組合などの関係機関との連携を十分に図り、効率的かつ効果的に事業を実施します。

(4) 実施工程

既の実施している事業は継続して実施し、進捗状況を見ながら効果的な事業を追加します。

※ 参考

市内のエコファーマー※認定者数（人）	34
--------------------	----

備考 平成22年4月1日現在の数値

③ きれいなまちづくり推進事業 まちをきれいにする条例普及啓発事業

(1) 背景・目的

本市では、年2回の市内全域の地域清掃活動や、各種団体・個人のボランティア活動等により散乱ごみの回収を行っていますが、一方で、食品包装容器・包装紙、空き缶、たばこの吸い殻等の投捨てがあとを絶ちません。また、犬の飼育が増大している中、道路、公園などの公共の場所や他人の土地での犬のふん害が目立っています。これまで、市報、チラシ、看板等によりマナーアップ、モラル向上の啓発を行ってきましたが、十分な効果が得られていません。

このため、ごみの投捨て、犬のふん害防止を図り、清潔な美しいまちづくりを目指し、「ひたちなか市まちをきれいにする条例」を制定しました。この条例では、市、市民等、犬の飼い主、事業者等の責務を規定し、ごみの投捨て及び犬のふんの放置を禁止行為と定め、行為中止等の命令に従わない違反者に対しては、氏名等の公表ができることとなっています。

まちをきれいにするため、条例の周知・普及を図る必要があります。

(2) 実施内容

「ひたちなか市まちをきれいにする条例」で規定する禁止行為の根絶を目指し、市報、チラシ、ふれあい講座※等を活用し、条例の周知・普及を図るとともに、公共施設や禁止行為が目立つ場所等に看板を設置します。また、多くの人が集まる場所、住宅地や公園などの犬の散歩コースでキャンペーンを実施するとともに、獣医師会が開催する動物愛護講座等を通じ、条例の周知・普及を図ります。

さらに、適宜パトロールを実施し、ごみや犬のふんの持ち帰りについて啓発するほか、引き続き地域清掃やボランティアによる散乱ごみの回収を実施します。

(3) 実施体制

環境保全課、廃棄物対策課が中心となり、事業を実施しますが、必要に応じ、健康推進課が協力します。

(4) 実施工程

継続的に普及啓発活動を実施していきます。

④ ごみ減量化推進事業

(1) 背景・目的

現在、本市では自治会や子ども会を通じ7種 18品目による資源回収を実施しています。回収量は体積的には増加・重量的には減少しておりますが、ごみ総量はここ数年減少しています。しかし、一般廃棄物最終処分場の残余容量はわずかとなっているため、新たな最終処分場の確保と併せ、3R※を推進し、なお一層ごみを減らすことが課題となっています。可燃ごみの中には、「その他の紙類」としてリサイクル※できる資源が、まだ高い割合で含まれており、徹底した分別が必要です。

また、生ごみは可燃ごみの約2割を占めており、その発生抑制やリサイクル※は可燃ごみの削減に大きく貢献します。さらに、生ごみはたい肥として土にかえすことのできる貴重な資源でもあり、生ごみのたい肥化は資源循環という点からも有効です。

ごみを減らすための3R※の取組を市民、事業者になお一層普及・浸透させるとともに、継続して資源回収に取り組み、資源循環型の社会づくりを進めていく必要があります。

(2) 実施内容

3R※の取組の普及・浸透を図るため市報、ホームページ、チラシ等を通じて啓発を行います。なお一層ごみを減らすため、現在実施している自治会や子供会等による資源回収事業や牛乳パック回収事業、廃食用油回収事業、レジ袋削減運動を引き続き実施するとともに、可燃ごみ中の紙類などの資源物の分別徹底の試行事業を踏まえ、市全域への浸透を図ります。また、生ごみについては、事業者への食品リサイクル※法に基づく再生利用等の取組を促すとともに、市内の家庭における生ごみ処理容器※等の購入補助を継続実施し、たい肥化等の再生利用の普及啓発を行います。

(3) 実施体制

廃棄物対策課が中心となり、関係課との連携を図りながら事業を実施します。

(4) 実施工程

既に実施している事業については継続して実施し、進捗状況を見ながら効果的な施策を検討、追加します。

※ 参考

項 目	現況 (H22 年度)	H27 年度目標値
1人1日当たりのごみ排出量 (g/人・日)	945	827
資源回収率※ (%)	13.7	24.7

⑤ ひたちなか市バイオマス利活用推進事業

(1) 背景・目的

本市では、廃食用油のバイオディーゼル燃料化、剪定枝・刈草の堆肥化や民間事業者による木質バイオマス燃料[※]化、下水汚泥の建設資材化、干しいも加工残さの飼料化等、バイオマス資源の有効利用を推進しているところです。

そこで、バイオマスの利活用について効率的かつ総合的な推進を図り、持続的に発展可能な地域バイオマス利活用を実現するために平成 23 年 3 月に「ひたちなか市バイオマスタウン構想」を策定しました。

今後は、この構想を基に資源循環型農業の推進と地産地消[※]、地域経済の活性化、市民意識の向上を図る必要があります。

(2) 実施内容

- ①BDF 化事業の推進
- ②せん定枝・刈草の堆肥化の推進
- ③干しいも加工残さの飼料化の推進
- ④生ごみ堆肥化の検討
- ⑤干しいも加工残さ堆肥化の検討
- ⑥バイオエタノール製造の検討

(3) 実施体制

バイオマス利活用を効果的・効率的に推進するため、庁内で「バイオマスタウン構想庁内推進会議」を設置し、各種計画や施策等との総合調整、国や県、近隣市町村その他の関係機関との調整を図ります。

また、市民、環境保全団体の農水産団体、学識経験者、バイオマス関連事業者及び市で構成する「ひたちなか市バイオマス利活用推進協議会」を設置し、地域循環型社会[※]の構築及び地域産業の活性化を図ります。

(4) 実施工程

本市に適したバイオマス利活用システムの構築や普及啓発に取り組み、事業の進捗状況・効果の検証を実施していきます。

⑥ せん定枝再資源化モデル事業

(1) 背景・目的

樹木のせん定枝の多くは廃棄物として焼却処分されてきました。市では、平成16年度から市造園事業協同組合に委託し、街路樹や公共施設の樹木、刈り草を再資源化（たい肥化）することにより、有効利用するモデル事業を実施しています。

また、市内では、民間事業者による木くずチップを燃料としたバイオマス発電*が行われています。

公共施設や家庭から排出されるせん定枝について、マテリアルリサイクル*、サーマルリサイクル*の両面から再資源化の検討を進める必要があります。

(2) 実施内容

せん定枝再資源化モデル事業を引き続き実施し、製品の需要動向を検証します。また、公共施設や家庭からのせん定枝の発生量を調査するとともに、市内民間事業所でのバイオマス燃料*の使用可能性について調査を進めます。

調査結果をもとに、せん定枝再資源化の方向について検討を進め、事業化の可否について判断することとします。

(3) 実施体制

環境保全課が中心となって調査・検討を行います。マテリアルリサイクル*に関しては農政課と市造園事業協同組合や常陸太田地域農業改良普及センター、ひたちなか農業協同組合等の協力を得ながら進めます。サーマルリサイクル*に関しては、市内のバイオマス発電*事業者及び木くずの中間処理（木くずの破砕）業者の協力を得ながら進めます。

また、必要に応じ、廃棄物対策課や公共施設の維持管理を所管する課と連携を図りながら検討を進めます。

(4) 実施工程

本格事業化の目処が立つまでモデル事業を継続して実施していきます。

⑦ エコドライブ^{*}普及啓発事業

(1) 背景・目的

市内では年々自動車保有台数が増加しており、自動車に依存したライフスタイルが定着しています。自動車の排気ガスによる大気環境の悪化や地球温暖化^{*}などの弊害が懸念されるため、低公害車^{*}の導入やアイドリングストップ^{*}をはじめとする環境に配慮した自動車利用（エコドライブ^{*}）の実践が求められています。

また、エコドライブ^{*}は、二酸化炭素^{*}や窒素酸化物^{*}などの排出ガスの削減にとって有効なばかりでなく、経費節約、資源節約にもつながるため、エコドライブ^{*}の普及に努める必要があります。

(2) 実施内容

エコドライブ^{*}を普及するため、事業者を含め広く自動車ユーザーに対し、チラシ等の配布、ポスターの掲示等を通じた普及啓発活動や環境講座の開催などを実施します。

市役所においても研修会等を開催し、公用車や職員の自家用車の利用に際し、エコドライブ^{*}の浸透を図り、市民や事業者に対して率先垂範します。

また、アイドリングストップ装置^{*}について、公用車等への導入を検討するとともに、事業者及び個人ユーザーへの国補助制度を紹介するなど、普及に努めます。

(3) 実施体制

環境保全課、管財課が中心となり、事業を実施します。事業の実施にあたっては、同様の事業を展開する関係機関（国、県、近隣市町村、市民団体等）との連携を十分に図り、効率的かつ効果的に事業を実施します。

(4) 実施工程

既に実施している事業については継続して実施し、新たな事業についても計画改定後速やかに実施します。

⑧ 生活排水※対策推進事業

(1) 背景・目的

本市では、昭和46年より市街化区域を中心に公共下水道※の整備を進めるとともに、市街化調整区域においては特定環境保全公共下水道※、農業集落排水※施設や合併処理浄化槽※の普及に努めてきました。その結果、市内の河川の水質は順次改善されてきましたが、市内の中小河川を含む那珂川水系※の汚濁負荷は、まだ6割強が生活排水※に起因するものとなっています。

このため、生活環境の一層の改善と公共用水域※の水質を保全することを目的として、事業を推進していく必要があります。

(2) 実施内容

公共下水道※事業認可区域においては、公共下水道※の整備を推進し、公共下水道普及率※の向上を図ります。農業集落排水事業※地域においては、施設の適切な維持管理に努めます。公共下水道※や農業集落排水※施設の利用が見込めない地域については、合併処理浄化槽※の普及を図るため、設置にかかる費用の助成を行います。

また、生活排水※処理施設の整備を普及・促進させるため、生活排水※の処理に関する理解の向上や意識啓発を目的とした広報活動を展開します。

(3) 実施体制

公共下水道※については下水道課が、農業集落排水※施設については農政課が、合併処理浄化槽※については環境保全課が、それぞれ該当する事業を実施します。

実施にあたっては相互に連携を図り、効率的かつ効果的に事業を実施します。

(4) 実施工程

継続して事業を実施します。

※ 参考

項 目	現況 (H22 年度)	H27 年度目標値
適正な基準で汚水を処理している人口※の割合 (%)	77.5	80.3
公共下水道※普及率 (%)	54.2	58.0
合併処理浄化槽※補助基数 (累計) (平成4年度～)	5,566	6,966

⑨ 「ひたちなか市第2次エコオフィス計画※（仮称）」策定事業

（1）背景・目的

本市では、市役所が地域の一事業者・消費者としての立場から、環境保全に対して率先して取り組むための行動計画である「ひたちなか市エコオフィス計画※」を平成15年11月に策定しました。市民や事業者の自主的で積極的な環境保全の取組を促進するため、市役所が地域の環境リーダーとして率先して行動する必要があります。

平成15年11月に策定された「ひたちなか市エコオフィス計画※」が平成24年度に計画期間終了となるため、「ひたちなか市第2次エコオフィス計画※（仮称）」を策定する。

（2）実施内容

「ひたちなか市第2次エコオフィス計画※（仮称）」に基づき、市の事務・事業における温室効果ガス※総排出量の削減目標を達成するため、全庁的に、電気使用量、燃料使用量、水使用量及び紙使用量の削減目標達成の取組を推進するとともに、廃棄物の発生抑制やリサイクル※、グリーン購入※を推進します。併せて、取組の主体となる職員の環境保全意識の啓発を行います。

なお、実施状況等については、市民に公表します。

（3）対象範囲

市が実施する事務・事業全般とし、庁舎における活動のみならず、配水場、下水浄化センター、市立小中学校など、出先施設における活動も全て含みます。

（4）実施体制

環境保全課が中心となり、事業を実施しますが、取組の進行管理は環境保全推進委員会が行います。

（5）実施工程

平成24年度中に策定予定。

⑩ 環境学習推進事業

(1) 背景・目的

市では、市民や事業者等の環境保全意識の高揚を図り、また環境保全に取り組むために必要となる知識や技術の普及・向上を図ることを目的として、環境講座を実施しています。

また、本市には国営ひたち海浜公園や地域制緑地[※]など多くの良好な自然環境が残されています。学校では「総合学習[※]」のカリキュラム定着により、環境学習の機会が増えており、こうした市域の自然環境資源を教材とした環境学習に対する需要も高まっています。

(2) 実施内容

市民や事業者を対象とした環境講座を定期的を開催します。

また、市職員に対して、本計画で定める施策の推進に関する研修を実施し、ゲストティーチャー[※]として学校へ派遣するほか、自治会、市民団体等へのふれあい講座[※]についても講座内容や講師の派遣体制等を充実します。

さらに、国営ひたち海浜公園など本市の恵まれた自然環境を生かした体験型学習プログラムの充実を促進するとともに、「ひたちなか市環境学習推進計画」に基づく民間団体等の人材育成支援・活用を図ります。

(3) 実施体制

環境保全課、教育委員会指導室や生涯学習課が中心となり、事業を実施します。また、環境カウンセラー[※]、環境アドバイザー[※]、民間団体等の人材を活用し、環境学習の推進を図ります。

(4) 実施工程

継続して事業を実施します。

※ 参考

項 目	現況 (H22 年度)	H27 年度目標値
市とひたちなか市の環境を良くする会が共催し実施する環境講座等に参加した人の数 (単年度：人)	286	500